

規程の一部を次のように改正し昭和二十五年四月一日から適用する。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中

一、「純粹入植開墾工事」の下に「及び附帶工事」を加える。

二、「第一号以外の地区の」の下に「純粹入植」を加える。

「開墾事業」を「開墾工事」に改め下に「及び基本工事」を加える。

第三條第一号中

同條中第一号を削る。

第六條第二号中

「第二條第一号の事業の場合にあつては様式第三の一
号第二條第二号の事業の場合にあつては様式第三の二
号」を「様式第三号」に改める。

◇鳥取縣告示第三百四十九号
昭和二十二年閏令、内務省令第一号第八條の規定により
海区漁業調整委員会委員の候補者につき覺書に掲げる條
項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のよ
うに再指定する。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記
昭和二十五年七月十六日から
同 年同月十八日まで

市街地建築物施行令第二十九條ノ二の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、建築主の住所氏名 鳥取市二階町二丁目二五

竹内榮照

00710

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の位置 鳥取市上魚町八

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 三五〇平方米

一、同 突出する部分 七〇同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項
を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めた
事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第三百四十一号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次
のように仮設建築物の建築を許可した。

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項
を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めた
事項を守る義務を負うこと。

選舉管理委員會告示

政治資金規正法第十三條第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書（參議院議員選挙に關するもので昭和二十五年六月十九日迄の第二回分で精算されたもの）の要旨は左の通りである。

卷之三

鳥取県選舉會田委員會報告書要旨

類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

二、期間　自昭和二十五年五月十九日至同年六月十九日（昭和二十五年六月四日執行の参議院議員選挙に關する第二回報告分）

00713

00714

四 主要な附着及び

寄附著

政黨協会その他の團体名

1、自由党鳥取縣支部西部々会

卷之三

3、日本農民組合鳥取縣東部地區連合会

二
支
出

政党協会その他の團体名

1、自由黨鳥取縣支部
2、同西部々会

一、七七八〇
四、五〇〇、〇〇
一、六五〇、〇〇

支出の総額　件数　支出の目的

七、八四〇、〇〇
一、五〇〇、〇〇
一
四
タクシード
事務所借用

一、七八七、〇〇
四、五〇〇、〇〇
一、六五〇、〇〇
一 一 電 話 料
一 一 旅 費
一 食 費

00715

3、日本共產黨鳥取縣委員會

一、八七七、〇〇
一、八一六、〇〇

一、消耗品費
一、雜費

二〇、〇〇〇、〇〇

一、選舉立候補のため板野勝次に交付

4、日本農民組合鳥取縣東部地區連合会

五〇、〇〇〇、〇〇
三、一〇〇、〇〇

一、同
一、選舉対策委員旅費

福本和夫に交付

昭和二十五年七月十四日印刷
昭和二十五年七月十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行者：鳥取縣鳥取市東町
印刷所：鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所